

北 監 第 30 号
令和 2 年 10 月 1 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

・ 収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和 2 年 11 月 11 日 (水)

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 支出負担行為は法令等に違反しないか。
- ・ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- ・ その他経費を節減できるものはないか。
- ・ その他関連事務全般について

提出資料

収入・支出伝票等関係書類

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北 監 第 35 号
令和 2 年 11 月 18 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時
監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその
結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第 199 条第 5 項による随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和 2 年 11 月 11 日 (水)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について、監査目的に基づき監査した結果、概ね適正に執行されているが、職員が少額の消耗品等の購入のために販売店へ頻繁に行っている部署があることが確認できた。公用車や人件費コストを考えると、通信販売や計画的なまとめ買いなど、効率のよい購入方法について考慮すべき点があると思われるので検討されたい。